

京都市告示第 701号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
熊野神社	京都市左京区聖護院山王町43番3（一部）、43番9（一部）、 43番20（一部）、43番21（一部）
山下邸	京都市上京区五辻通千本東入上る桐木町875番、877番
京都市本庁舎	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番、寺町通二 条下る榎町101番、河原町通二条下る一之船入町378番3、 536番（一部）、河原町通二条下る二丁目下丸屋町388番（一 部）、寺町通御池下る下本能寺前町492番9（一部）

(都市計画局都市景観部景観政策課)